

さいたま都市計画都市再生特別地区の決定について
【大宮駅東口大門町3丁目中地区】

都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第414号関係】

議案第414号

さいたま都市計画都市再生特別地区の決定について

【対象地区】

大宮駅東口大門町3丁目中地区

1 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

地区名	大宮駅東口大門町3丁目中地区
縦覧の告示	令和5年10月17日
縦覧の期間	令和5年10月17日から令和5年10月31日まで
意見書の提出期間	令和5年10月17日から令和5年10月31日まで
縦覧者数	7名

(2) 意見書の提出状況

2通2名 【内訳】賛成2通2名・反対0通0名

2 都市計画法第17条に基づき提出された意見書の要旨

(賛成意見) 2件

- ・私は、本地区にて長らく街の変遷を見守っておりますが、当地区には、周辺歩行者の歩きやすい環境の整備や、グリーンインフラに資する緑化環境の不足等、様々な課題があります。都市計画提案を実現することで、これらの課題解決の一助となると考えており、本計画案に賛成いたします。
- ・当地区の都市再生に向けた取り組みの一つである「大規模・高規格のオフィス整備」は、東日本エリアで事業を展開する企業の活動拠点の形成につながり、地域経済の発展に貢献することから、本都市計画案に賛成します。

令和5年10月26日

さいたま市長 清水 勇人 様

住所	
氏名	
年齢	
利害関係	※ 該当するものに○を付けて下さい
	<input checked="" type="radio"/> 地権者 ・ <input type="radio"/> 周辺住民 ・ <input type="radio"/> 通勤者 ・ <input type="radio"/> 通学者
	その他 ()

さいたま都市計画都市再生特別地区の決定に係る意見書

さいたま都市計画都市再生特別地区の決定について、下記の理由により
 (賛成) (反対) します。

記

私は本地区内にて、

事業を展開しております。

本地区にて長らく街の変遷を見守っておりますが、当地区には、周辺歩行者の歩きやすい環境の整備や、グリーンインフラに資する緑化環境の不足等、様々な課題があります。都市再生特区・都市計画提案を実現することで、これらの課題解決の一助となると考えており、本計画案に賛成いたします。

以上



令和5年10月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

住所
氏名

年齢

利害関係 ※ 該当するものに○を付けて下さい

地権者 ・ 周辺住民 ・ 通勤者 ・ 通学者

その他 ()

さいたま都市計画都市再生特別地区の決定に係る意見書

さいたま都市計画都市再生特別地区の決定について、下記の理由により

賛成 ・ 反対) します。

記

今回の都市再生特区を適用した再開発計画に 賛成しております。

地区の都市再生に向けた取り組みの一つである「大規模・高規格のオフィス整備」は、東日本エリアで事業を展開する企業の活動拠点の形成につながり、地域経済の発展に貢献することから 目指す方向性に合致すると考えております。

よって、本都市計画案に賛成し、都市再生事業の実現に向けた検討を進めていくことに協力していきたいと考えております。

以上

